

高崎市・安中市消防組合人事行政の運営等の状況

2023年度における高崎市・安中市消防組合人事行政の運営等の状況について、次のとおりお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用試験の実施状況（2023年度実施分）

試験区分	申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率
消防職	72人	60人	21人	8人	7.5倍

(2) 職員の採用の状況（2023年4月採用分）

(単位：人)

区分	競争試験			選考		
	男	女	計	男	女	計
消防職	8	1	9	—	—	—

(3) 昇任試験の実施状況

なし

(4) 再任用職員の在職状況（2023年4月1日現在）（単位：人）

消防職	合計
21	21

(5) 職員の退職の状況（2023年4月1日～2024年3月31日）（単位：人）

定年退職	早期退職	普通退職	死亡退職	合計
0	0	6	0	6

(6) 職員数の状況（各年度4月1日現在）（単位：人）

職員数	
2022年度	2023年度
447	447

(注) 職員数は、「一般職」に属する職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（2023年度決算）

歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
4,777,271 千円	58,630 千円	3,818,056 千円	79.9%

(2) 職員給与費の状況（2023年度普通会計決算）

職員数(A)	給与費				1人あたり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
447人	1,744,680 千円	615,871 千円	749,167 千円	3,109,718 千円	6,957 千円

職員数は2023年4月1日現在の人数です。また職員手当には退職手当及び児童手当を含みません。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（2023年4月1日現在）

平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
315,586円	428,387円	37.0歳

平均給与月額とは、給料に職員手当を加えた平均の月額です。

(4) 職員の初任給の状況(2023年4月1日現在)

区分	高崎市・安中市消防組合	国
	(消防職)	(公安職)
大学	231,400円	231,400円
短大	213,000円	213,000円
高校	194,900円	194,900円

(5) 級別職員数の状況(2023年4月1日現在)

区分	標準的職名	職員数	構成比
1級	消防士	26人	5.8%
2級	副主任	88人	19.7%
3級	主任	172人	38.5%
4級	係長	80人	17.9%
5級	補佐	49人	11.0%
6級	課長、署長	28人	6.3%
7級	消防局次長	3人	0.7%
8級	消防局長	1人	0.2%
9級	消防局長	0人	0.0%

(6) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

高崎市・安中市消防組合			国		
	期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
6月期	1.200月分	1.000月分	6月期	1.200月分	1.000月分
12月期	1.250月分	1.050月分	12月期	1.250月分	1.050月分
計	2.45月分	2.05月分	計	2.45月分	2.05月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有			職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有		

② 退職手当

高崎市・安中市消防組合			国		
支給率	自己都合	早期・定年	支給率	自己都合	早期・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.7927月分	47.709月分	最高限度額	47.7927月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
平均支給額	8,519千円				

③ 時間外勤務手当(2023年度)

支給総額	80,859千円
職員1人あたり支給年額	231千円

④ 扶養手当(2023年4月1日現在)

1 配偶者	月額 6,500円
(行政職給料表8級、9級 及びこれらに相当する職務の級の職員は3,500円)	
2 子	月額 10,000円
3 父母等	月額 6,500円
(行政職給料表8級、9級及びこれらに相当する職務の級の職員は3,500円)	

4 満16歳から満22歳までの子	月額	5,000円を加算
------------------	----	-----------

⑤住居手当（2023年4月1日現在）

月額16,000円を超える家賃の支払者	家賃月額により月額28,000円を限度に支給
---------------------	------------------------

⑥通勤手当（2023年4月1日現在）

1 交通用具使用者	通勤手段、通勤距離により月額32,800円を限度に支給
2 交通機関利用者	定期券、回数券など相当額を支給（1か月あたり55,000円を限度）

⑦特殊勤務手当（2023年度）

支給総額	36,213千円
支給対象職員1人あたり平均支給年額	77,378円
職員全体に占める手当支給職員の割合	100%
手当の種類（手当数）	5

⑧地域手当（2023年度）

支給総額	94,038千円
支給対象職員1人あたり平均支給年額	200,935円
支給率	4.9%

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（2023年4月1日現在）

	1週間の勤務時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
毎日勤務者	38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで
交替勤務者			翌日午前8時30分	<ul style="list-style-type: none"> ・正午から午後1時まで ・午後6時から午後7時まで ・午後10時から翌午前6時まで のうち6時間30分

(2) 年次有給休暇の取得状況

総付与日時数	総使用日時数	対象職員数	平均取得日数	取得率
17,258日7時間	7,635日7時間	444人	17.2日	44.2%

(3) 特別休暇の状況

休暇の種類	付与日数・期間等
公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署への出頭するための休暇	必要と認められる期間
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	1の年度において5日の範囲内の期間
結婚休暇	5日の範囲内の期間
出産休暇	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）目に当たる日から出産の日までの期間と出産の日後8週間
育児時間休暇	1日2回1回につき1時間以内又は1日1回2時間以内
子の看護のための休暇	1の年度につき5日（養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間

要介護者の介護のための休暇	1の年度につき5日（要介護者が2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
妻の出産休暇	妻の出産に係る入院等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日の範囲内の期間
子の養育休暇	妻の出産予定日以前6週間目に当たる日から出産の日後8週間までの期間内における5日の範囲内の期間
生理休暇	2日の範囲内で必要と認められる期間
交通機関の混雑のため妊娠中の女性職員の健康維持をはかる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
妊産婦の健康診査等のための休暇	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回、それぞれ1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間
忌引休暇	死亡した親族の区分に応じ、1日から10日の範囲内の期間
父母の追悼のための休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	原則として連続する3日の範囲内の期間
災害による職員の住居の滅失又は損壊による休暇	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等による休暇	必要と認められる期間
災害時における危険回避のための休暇	必要と認められる期間
心身のリフレッシュを図るための休暇	在職10年、20年、30年及び35年に達した日の翌日から1年以内の期間において5日の範囲内の期間

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況 (単位：人)

	男	女	計
育児休業	6	0	6
部分休業	1	2	3

(5) 介護休暇の取得状況 (単位：人)

	男	女	計
介護休暇	2	—	2

(6) 病気休暇の取得状況 (単位：人)

	男	女	計
病気休暇	55	1	56

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

区 分	降 任	免 職	休 職	降 給	計
勤務実績が良くない場合	—	—	—	—	—
心身の故障の場合	—	—	1	—	1
職に必要な適格性を欠く場合	—	—	—	—	—
職制、定数の改廃等により過員を生じた場合	—	—	—	—	—
刑事事件に関し起訴された場合	—	—	—	—	—
条例で定める事由による場合	—	—	—	—	—

(2) 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒 告	減 給	停 職	免 職	計
法令に違反した場合	—	—	—	—	—
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	—	—	—	—	—

全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	-	-	-	-	-
--------------------------	---	---	---	---	---

5 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の状況

申請件数	5件
承認件数	5件

(2) 職務に専念する義務の特例に関する条例による免除の状況

人間ドックの受診、運転免許証の更新などの際に、職務に専念する義務を免除しています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の実施状況

①一般研修

研修名	対象者	日数 (日)	受講者数 (人)	備考
新規採用職員事前	2024年度新規採用職員	2	8	採用前研修
新規採用職員	2023年度新規採用職員	4	9	
昇任者	司令補・係長昇任者等	1	52	
計			69	

②派遣研修・学校研修

研修名(派遣先)		期間	受講者数(人)
総務省消防庁派遣		1～2年	1
高崎市派遣(防災安全課)		1～2年	1
消防大学校	火災調査科	49日	1
群馬県消防学校	初任科	165日	15
	警防科	12日	3
	予防査察科	12日	3
	危険物科	9日	3
	火災調査科	12日	3
	救急科	54日	9
	救助科	29日	3
	初級幹部科	9日	2
	ビデオ硬性挿管用候頭鏡講習	1日	1
	ポンプ操法指導員課程	3日	4
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(第1期)	1日	2
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育(第2期)	1日	2
計			53

(2) 職員の人事評価の状況

①評定の基準日及び対象期間

評定の種類		基準日	対象期間
定期評定	能力・態度評価	毎年10月1日	前年の10月1日から当該年の9月30日まで
	業績評価	毎年3月1日	前年の4月1日から当該年の3月1日まで

特別評定	条件付採用期間 評定	条件付採用期間の開始した日から5月経過 した日	条件付採用期間の開始した日か ら5月経過した日
------	---------------	----------------------------	----------------------------

②被評定者及び評定者の区分

区 分	被 評 定 者	第1次評定者	第2次評定者
課	管理職（課長）	局次長	—
	管理職（課長補佐・係長等）	課 長	局次長
	一般職（主査以下の職員）	係 長	課 長
署	管理職（署長）	局 長	—
	管理職（副署長）	署 長	局次長
	管理職（署長補佐・係長）	副署長	署 長
	一般職（主査以下の職員）	係 長	署 長
分署	管理職（分署長）	副署長	署 長
	管理職（署長補佐・係長）	分署長	署 長
	一般職（主査以下の職員）	係 長	分署長

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康の保持増進対策

①健康診断

種 類	受 診 者 数	内 容 等
定期健康診断	のべ784人	年2回実施（人間ドック受診者は免除）
雇入れ時健康診断	9人	労働安全衛生法第66条第1項
がん検診	4人	

②健康相談・研修

種 類	回 数	内 容 等
産業医	12回	7月 衛生担当者会議実施

③ストレスチェック

種 類	受 診 者 数	内 容 等
ストレスチェック	479人	労働安全衛生法第66条の10

(2) 安全衛生に関する事項

①予防接種

種 類	接 種 者 数	内 容 等
B型肝炎（抗体検査）	29人	血液等に接触する可能性のある業務に従事する職員
B型肝炎（予防接種）	11人	血液等に接触する可能性のある業務に従事する職員
破傷風	74人	受傷頻度の高い業務に従事する職員

②安全衛生管理体制

総括安全衛生管理者：局次長

事 業 所	衛 生 管 理 者
高崎市等広域消防局	1人

(3) 災害補償の実施状況

地方公務員災害補償基金群馬県支部による認定・補償

災害区分	災害件数	災 害 の 概 要
公務災害	5件	アキレス腱断裂、打撲傷、挫創、靭帯損傷、挫滅創、網膜震盪証
通勤災害	0件	

(4) 互助会（高崎市職員厚生会）に対する助成の状況

項 目	金 額 等	備 考
① 互助会に対する助成金額	2, 1 6 3 千円	
② 会員による掛金の額	5, 0 5 4 千円	
③ 公費負担率 ① / (①+②)	3 0. 0 %	
③ 会員一人あたりの補助金額 ① / 会員数 (4 4 6 名)	4, 8 5 0 円	会員数 令和6年3月31日現在

(5) 共済制度の概要

本市職員に対して適用されている共済制度は、地方公務員等共済組合法により群馬県市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

短期給付 (公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付)	保健給付	療養の給付、高額療養費など
	休業給付	傷病手当金、育児休業手当金など
	災害給付	災害見舞金など
長期給付 (老後の経済生活を支援するための給付)	退職共済年金	組合員期間や一定の条件を満たすことにより 65 歳から支給
	障害共済年金	組合員が在職中に初診日のある病気やケガで一定程度の障害の状態になったときに支給
	遺族共済年金	組合員又は組合員であった者が死亡したとき遺族に支給
福祉事業	保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業	

8 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

R5. 3. 31 現在 継続件数 (A)	R5. 4. 1~R6. 3. 31 措置要求件数 (B)	R5. 4. 1~R6. 3. 31 終結件数 (C)	R6. 3. 31 現在 継続件数 (A + B - C)
—	—	—	—

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

R5. 3. 31 現在 継続件数 (A)	R5. 4. 1~R6. 3. 31 審査請求件数 (B)	R5. 4. 1~R6. 3. 31 終結件数 (C)	R6. 3. 31 現在 継続件数 (A + B - C)
1	—	1	—